

# 地方志に記載される庵の記録よりみた明清仏教

——浙江地方を中心に——

桂 華 淳 祥

## (一)

明清の仏教は、前代を踏襲した抑制の方向での宗教政策によって衰退の傾向にあったことは否めないが、その中にあって禅宗など宗派ごとに継承され展開していった信仰活動などのあったことも明らかにされている。また明代以降に編纂された地方志をみると、後にも触れる如くそこには多数の寺院庵堂が採録されており、その地域社会への普及・浸透の程が知られる。その中には前稿で取り上げた雲棲寺を中心とする明末の杭州寺院のように、宋代以来の名刹とは別の新たな動きを示すものもあった。③さらにここでは雲棲寺の発展もさることながら、それに関する小規模

な庵の活動が少なからずみられた。

そこで、本報告では特にこの「庵」④に的を絞り、地方志の記録によってその明清時代の傾向の一端を窺い、明清仏教を把握する一助としたい。なお、地方志は『中国地方志叢書』第一・二期所収を用い、地域は浙江と限定する。

## (二)

まず最初に、検索した地方志とその寺観の項に記録される寺院庵堂の数を挙げると「表1」となる。

49 『咸淳臨安志』、57 『秀水縣志』、64 『剡録』、78 『景定嚴州續志』、179 『仁和縣志』、192 『錢塘縣志』を除いては、清ないし民国時代に編纂されたものであるが、これを一覧

〔表I〕

68	67	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	49	番号
永康縣志	江山縣志	西安縣志	刻錄	上虞縣志	南田縣志	德清縣志	嘉善縣志	嘉興新志	秀水縣志	餘杭縣志	嚴州府志	湖州府志	嘉興府志	景寧縣續志	壽昌縣志	咸淳臨安志	地方志名
民國二一	清・同治一二	清・嘉慶一六	宋・嘉定八	清・光緒一七	民國一九	民國一二	清・光緒二〇	民國一八	明・萬曆二四	民國八	清・光緒九	清・同治一三	清・光緒五	民國二二	民國一九	宋・咸淳間	編纂あるいは刊行年
2	5	44	8	39	26	3	6	1	2	15・16	8	27・28	18・19	15	5	75 85	寺觀所 載の卷所
59	51	70	27	50		22	8	18	18	52	67	196	108	5	40	146	寺
3	5	39	3	9	2	8	21		7	30	31	109	49	2	3	609	院
1	51	17		156		13	70		7	38	67	282	98	10	25	15	庵
	5	2		2		2	3			2	2	4	2	5	1	1	堂

183	182	181	179	178	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	73	71	70	69
鎮海縣志	宣平縣志	宣平縣志	仁和縣志	蘭谿縣志	蕭山縣志	歸安縣志	義烏縣志	縉雲縣志	龍游縣志	新昌縣志	景定嚴州續志	桐鄉縣志	金華縣志	定海縣志	新登縣志	雲和縣志	遂昌縣志	建德縣志
清・光緒五	清・光緒四	清・乾隆一八	明・嘉靖二九	清・光緒一四	民國二四	清・光緒八	清・嘉慶七	清・光緒二	民國一四	民國八	宋・景定三	清・光緒一三	清・光緒二〇	民國一三	民國一一	清・同治三	清・光緒二二	民國八
36	9	2	12	3	8	10	18	5	24	17	7	5	5	不分卷	7・8	9	4・5	6
44	30	28	58	29	61	18	50	44	44	34		17	108	51	26	21	19	39
14	2	2	60	43	20	41	4	1	10	8	11	12	28	9	37	3	31	5
100	40	36	25	58	159	33	56	25	78	229	2	149	101	169	112	25	19	82
3	26	25					2	21		4		10		13	5	10	7	

203	202	201	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184
僊居縣志	分水縣志	上虞縣志校續	杭州府志	寧波府志	校勘光緒嘉善縣志割記	象山縣志	衢州府志	臨安縣志	處州府志	錢塘縣志	慈谿縣志	松陽縣志	平湖縣志	嵯縣志	孝豐縣志	麗水縣志	石門縣志	昌化縣志
清・光緒二〇	清・光緒三二	清・光緒二五	清・光緒二四	清・雍正一一	民國八	民國一五	清・康熙五〇	清・宣統二	清・光緒三	明・萬曆三七	清・雍正八	清・光緒一	清・光緒二二	清・同治九	清・光緒三	清・同治一三	清・光緒五	民國一三
23	2	42	34 38	33	不分卷	20	26	1	9	不分卷	12	4	25	8	3	7	11	15
21	20	50	345	139	5	20	90	8	310	107	52	39	14	49	11	58	14	15
34	3	12	381	3	14	7	17	52		3	2	8	15	20	9		11	11
1	63	78	242		10	324	24	13	93	3	141	7	49	343	57	4	72	63
18		3		1		11	4				19	10	2			1	1	

※番号は便宜的に『中国地方志叢書』の整理番号を用いた。

222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	209	208	207	206	205	204
分・疆錄	紹興府志	麗水縣志	鎮海縣新志備稿	臨海縣志	龍泉縣志	鄞縣通志	寧海縣志	遂安縣志	慈谿縣志	嵯縣志	黃巖縣志	常山縣志	淳安縣志	海鹽縣志	宣平縣志	青田縣志	奉化縣志
清・光緒四	清・乾隆五七	民國一五	民國二〇	民國二三	清・光緒四	民國二四	清・光緒二八	民國一九	清・光緒二五	民國三三	清・光緒三	清・光緒一二	清・光緒一〇	清・光緒二	民國二三	清・光緒一	清・光緒三四
3	38 40	5	2	35	4	不分卷	22	2	41 42	8	37	18	4	7	2	17	14 15
11	339	58	8	84	21	55	44	14	92	50	74	25	23	16	39	37	95
2	31		2	62	48	11	6	9	17	20	15	2	21	12			11
14	112	4	18		8	105	30	94	371	344	1	32	58	65	48	9	384
3		1			15	9	4	8	26		62	1			27	4	13

〔表Ⅱ〕

年號開始 の西曆	年 號	府城	錢塘縣	仁和縣	海寧州	富陽縣	餘杭縣	臨安縣	於潛縣	新城縣	昌化縣
一三六八	明・洪武		2	11		1	4				
九 九	建文							1			
一四〇三	永樂								1		
二 五	洪熙										
二 六	宣德										
三 六	正統	1	1								
五 〇	景泰										
五 七	天順		1								
六 五	成化	2		1							
八 八	弘治		1		1						
一五〇六	正德										
二 二	嘉靖	1				1	4		2	5	
六 七	隆慶										
七 三	萬曆	9	14	13	3		2		2		
一六二〇	泰昌										
二 一	天啓			4		3					
二 八	崇禎	1	6	1	3	1					



これによれば庵の創建あるいは重建の年代は、明代の後半から清代の前半期に比較的集中していること、また地域的には、杭州府内でも府城及び近隣の錢塘県、仁和県に明末の創建が多く、清代になると海寧州・餘杭県・新城県といった周辺地域に多くみられることが知られる。

もとより地方志の編纂にあたっては、地方志間で統一された基準があつた訳ではなく、また編纂年次もまちまちなので、ここに列挙した数字をもって直ちに同一基準による数量とするわけにはいかないが、庵の起廢の傾向を知る一応の目安とはなるう。

次に、この時代の庵の活動がどのようなものであつたのかという点について見ていきたい。

### (三)

地方志の庵に関する記録の多くは、その所在地を記すに止まるもの、またそれに加えて創建・重建の年代、施者・建者を記す程度であるが、建庵の目的や活動に係わる事柄に言及しているものもわずかながら見られる。その中で、明清時代の年号が明記されているものを挙げると〔表Ⅲ〕の如くである。

ここで庵の形態として最も多くみられるのは、往來の

人々に飲食茶湯・宿泊施設を供する、いわゆる接待・施水庵をはじめとする社会事業の役割を担うものである。①④⑤⑦⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は飲食茶湯・宿泊施設の提供、⑩は橋梁の管理、⑧は険しい山道の改修保全というように、おおよそ前代の接待・施水庵の活動内容を踏襲しており、清代後期になると⑳㉑㉒のように郵舎・郵亭が庵の役割の一つになつているものもみられる。他には、寧波府同知龍徳孚が県城の修復のために自らの俸給で山を買い庵を置いたもの(⑥)、知府兪某が築塘を監督するにあたって休息の場所を造り、塘が完成した後それを庵としたもの(⑳)、さらに商人によつて建てられた庵が「公所」として彼等の活動の場所となつているもの(⑤・㉑)がある。これらは先の接待・施水庵の類とは異なるが社会事業の一形態とみることができよう。またそれぞれ、商人と仏教との係わり、あるいは地方行政やそれに携わる官僚との結びつきを示すものとして興味深い。

次に挙げられるのが母親に対しての孝行の意味を持った庵で、⑩⑬⑭⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿がそれである。ただここに示した地方志の記事では母に対する孝養だけが述べられているが、それに加えて母親の信仰や守節の実践の場所としての意味も含まれていることが、次に挙げる記事によつて知られる。

〔表Ⅲ〕

番號	庵名	年次	施者あるいは建者	事項	出典
①	施水庵	景泰三	里人邵儒覆	以便行人憩飲	178 三
②	慶登庵	成化間	戴允瑚妻元氏同江西新昌知縣李讓妻繆氏	爲清修之所	204 一四
③	福興庵	嘉靖八	福建漳興龍商眾	爲公所	178 三
④	福民庵	嘉靖間	沈懿玉 沈良順	捐資施茶	204 一四
⑤	從容庵	嘉靖間	午溪鄭縛	置田煮茶濟渴	182 九
⑥	寶城庵	萬曆一七	寧波府同知龍德孚	爲縣修城捐俸買山置庵	213 四一
⑦	象田庵	萬曆乙巳	僧智海	次憩行旅	201 四二
⑧	九龍庵	萬曆乙巳	邑人陳	龍山磴道、故逼窄險阻、行旅多困、風雨晦暝之夜尤甚、陳爲開鑿寬廣、往來便之	201 63 三九 四二
⑨	濟川庵	萬曆一三	邑人潘寵	以護濟川橋	211 三七
⑩	普度親庵	萬曆四八	少司農葛紀瞻	爲母報恩捨宅爲庵	199 三五
⑪	茶亭庵	萬曆間	僧鑑空	施茶湯安宿	56 一五
⑫	甘露庵	萬曆間	徐穆	地當要衝、寺僧施茶於亭、行李便之	185 一一
⑬	慈竹庵	萬曆間	僧道慧	建庵奉母	53 一八
⑭	慈順庵	萬曆間	僧如光	奉母焚修	199 三四
⑮	孝義庵	萬曆間		蓮池大師室人湯氏安禪處	199 三四
⑯	普濟庵	萬曆中	僧如曉	有義井茶亭、供往來茶	211 三七

③4	八寺庵	光緒二四			以山門外爲郵亭、夏秋施茶	204 一四
③3	靜修庵	光緒一	僧柳溪		捐田十一畝爲施茶之費	84 八
③2	永福庵	同治九			以庵之西廂爲郵舍、夏秋施茶	204 一四
③1	越濟庵	乾隆間	紹商		爲公所	178 三
③0	漾塘庵	康熙中	知府俞卿		築塘親泣監督、構屋三楹、爲憩息之所、塘成改爲庵	201 四二
②9	長壽庵	康熙二八	鮎埼繆利家		爲其母周氏修行之所	204 一四
②8	宏濟庵	康熙二八			外爲茶亭	221 三九
②7	孝義庵	康熙初	僧超觀		母妻死葬庵側故名	204 一五
②6	西溪庵	順治八	僧海寶		出鉢資賑粥	182 九
②5	慈愍庵	順治四	僧若微		迺通衢要道、往來行人農工商賈憩息之所	182 九
②4	范孝子庵	順治初	里人范文魁		母病劫股即愈、捐資創建	199 三六
②3	福城庵	順治初	僧道基		奉母建、前爲放生河	59 六
②2	廻龍庵	崇禎間			接待往來僧人	84 八
②1	孝思庵	崇禎間	里人錢進吾同妻刑氏女守光		以奉先故名	212 八
②0	香塵庵	崇禎甲申	高中丞斗樞妻徐氏		徐氏修道之處	216 不分卷
①9	慈覺庵	崇禎己卯	僧智		養母其中	199 三五
①8	水簾庵	崇禎九	僧明鴻		領其母何氏、捨貲重建	79 一七
①7	便飲庵	天啓乙丑	任長者裔孫		爲行人憩所	84 八

※出典にあるアラビア数字は表Ⅰの地方志の番号、漢数字はその巻数である。



すなわち『西谿梵隱志』卷二 孝慈庵の項に

雲棲僧等會倣陳睦州、奉母供養、遵蓮大師六時淨業、  
勸其母亦倡善、來皈心西泰、子母成出世之孝慈、諸方  
咸歎仰云

とあり、母親に対する孝養のために「六時淨業」を修すと共に、母親にもその信仰を勧め、母子共に出世間の孝慈をなしたという。また建庵の年次が明記されていないので「表Ⅲ」には示さなかったが、『光緒杭州府志』卷三四に

孝慈庵、在東里坊、僧溪芷・溪筠迎母歸養之地、因額曰孝慈

と記される孝慈庵があり、その康熙三年（一六六四）の庵記には

武林孝慈庵、在城東、（略）乃溪芷・溪筠二大師、焚修奉母之地、（略）母孫氏秉志幽閒、性安澹撲、柏舟苦節、三十餘年如一日、而高懷雅操、獨守蠶鹽、瘁色勞心、更勤課子、成就淨行、必挈之同登彼岸、寧非慈之至深者乎

と、母親孫氏が熱心な信仰者であると同時に、節義を守ったことが述べられている。さらに『慈谿縣志』卷四一に

西隱庵、縣西五里彭山西、俗稱彭山庵、明季許趙二姓建、國朝道光二十六年、尼慈依更建

とある西隱庵の項に付記された庵記には

師大量即慈依在家之母也、母滕門應氏、年十九生慈依、父奕芳故後、慈母誓志守節、以母女至慈邑小西門外迎寶庵出家、至道光十三年、來至慈庵

とあり、義節を守り尼僧となった大量が庵に入り、修養の場所としたことが述べられている。このような母親あるいは妻の修養の場所という意味でみた場合、「表Ⅲ」の②⑬⑳㉑などがこれに類するものと思われる。

ところで宋元時代に盛んに建てられた墳庵、すなわち墳墓の看守にあたる庵に関する事例がみられないが、それは明清時代の年号を有するものだけを抽出し列挙したためであり、墳庵がなくなった訳ではない。『象山縣志』卷二十

に 思考庵、周氏周鈇廬墓所

とある。周鈇<sup>⑪</sup>は嘉靖五年（一五二六）の進士で明代後半の人。したがって明代後半においても墳庵の建立が行なわれていたのである。また従来の墳庵が継続してあったことは後に挙げる「蔡氏教庵記」「雅宜庵記」などからも知られる。さらに光緒十七年刊の『上虞縣志』卷三九に「新墓」として

來鶴庵、宋末丁恩顯葬此、其子孫建庵守墓

とみえるのは、宋末に建てられた墳庵が清末まで存続していたことを示すものである。しかし墳庵に対する意識は、「蔡氏教庵記」<sup>13</sup>では冒頭で

「蔡氏教庵記」では冒頭で

世之築室塋域之傍、爲廬望之所者、往往託名於浮屠門、豈浮屠者誠足信而如此耶、蓋地道尚靜神理宜安、浮屠靜者也、用之而五慾不侵、葷穢不入、使若祖若考之神、得以安其室、是亦仁人孝子之用心也、

と述べ、また「雅宜庵記」<sup>14</sup>では

余族之有此庵、無非虔設香火以奉祖先、不過籍圓頂笠笠之徒、司其鎖鑰而已、豈叢林釋子所得傳爲衣鉢也哉と述べるように、その目的はあくまでも祖先の祭祀と追薦にあつて仏教を信ずるものではなく、それに仮託して墳墓を管理しているのであると明言している。これらの庵記にみる限り、宋代に、墳庵が盛んに設けられたころから、儒者である士大夫の墳庵に対する態度がそうであつたように、明清時代においても墳庵は墓守の便宜的な方法と捉えられていたのである。

以上みてきたように、明清期に創建・重建された庵のうち、その目的や活動内容が知られるものでは、接待・施水庵のような社会事業を行う庵と、孝養・守節という生活規範を重視し実践する庵という二種類に大別された。この他

には宋元以来の墳庵も認められ、また名山大刹で住持となつた僧が主任地の近くに創建し、その後、下院として本山に帰属する庵も少なくなつたが、<sup>16</sup>その中であつて地方志の記録より浮び上がってくるこの二種類の庵の活動は、時代的な特徴を示しているものと捉えられる。すなわち前者では、民衆の中での社会事業を通じた仏教の大衆化の一面を、そして後者では、前掲「西隱庵記」に

夫儒釋道之教、雖分而使人以爲善、而教人以忠孝節義、無二旨也

とあることからわかるように、明代以降、民衆の生活規範を説いた通俗書の普及や、雲棲株宏の仏教教義の新たな解釈などによつて一般社会に急速に浸透していった、儒・仏・道三教合一の思想<sup>17</sup>の反映をみる事ができる。

#### (四)

以上、明清時代の庵について地方志の記録を大雑把に整理し、その傾向をみてきたが、最後に、地方志検索の過程で得られたその他の若干の記事を、今後の検討の手掛りとして挙げて結びにかえることとする。

まず庵の種類であるが、先に挙げたものの他に

表勝庵、在爐峯之陰、舊有佛寺湮沒、明萬曆三十五年、

里紳張汝霖重葺、

〔紹興府志〕卷四〇)

とみえる表勝庵がある。張汝霖は萬曆二十三年(一五九五)の進士、官は江西參議に至った人である。この庵に関しては『陶庵夢憶』卷二に表勝庵の項があり、そこには表勝庵建立の後、一金和尚を住持として迎えるべく、孫の張岱に書かせた招請状が載せられている。有力者が建庵し、著名な僧を住持として招いた庵の一例である。また

上乘庵、明崇禎初、郡城蓮居新伊退隱此庵、有書冊藏經、禪講學人、欲閱藏請益者歸之、故有十餘靜室附焉

〔光緒杭州府志〕卷三五)

とあるように、大藏經を有し、多くの学人の閲覽に供した、いわゆる学場としての庵もみられる。このように明清時代における庵は、前述のものも合わせて、その目的や活動内容は多岐に及んでいたことも了解しておかねばならない。また、今ひとつ

杳石庵、(略)明僧太初卓錫於此、僧俗姓張、名啓原、

號太初、日本人、洪武開入中國、徧遊名山、(略)永

樂丁亥三月朔、入塔端坐、偈畢而逝、年七十五、著有

語錄三卷

〔分疆錄〕卷三)

とみえる記事は、日本からの入明僧の活動を記すものとして興味深い。

一方、「普濟庵置齋僧田碑記」<sup>①</sup>に

於是鄉里羣議免其徭役、凡宰是邑者、皆樂給批蠲免とある免徭役を議する記事。また

求靜庵、在雪坑、崇禎八年鮑通泰乏嗣、拾資建、造庵堂、將田地山場、盡施入庵、招僧承管、

〔宜平縣志〕卷九)

とある庵の財産やその管理に関する記事。また前掲「西隱庵記」に

法輪徒孫連橋續積虧款、又不能守院、受三百金、以其院推歸我師大量徒慈依、而於是僧院始爲尼庵

とあるように、庵院の所有権が金銭を代償として移される記事がみられる。本報告では触れなかったが、ともに庵の經濟面に関する史料として注意を要するところである。

これらの点をも含めてさらに考察を進め、実態の把握に努めたい。

#### 註

- ① 塚本善隆「明・清政治の仏教去勢——特に乾隆帝の政策——」〔仏教文化研究〕二一九五二、「塚本善隆著作集」五卷 大東出版社 一九七五 再録、塚本後孝「乾隆帝の教團肅正政策と雍正帝」〔仏教文化研究〕一一一九六二、清水泰次「明代に於ける仏道の取締り」〔史学雑誌〕四〇ノ

- 二 一九二九)、間野潜龍『明代文化史研究』(同朋舎 一九七九)第三章 明代の佛教と明朝 参照。
- ② 長谷部幽蹊『明清仏教教団史研究』(同朋舎 一九九三)、日比野丈夫「妙峰福登の事蹟について」(『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』 一九六二)、藤井草堂「清廷と仏教 殊に臨済宗」(『大谷学報』一六ノ三 一九三五) 参照。
- ③ 拙稿「明末杭州の雲棲寺に関する覚え書き——地方志の記述を中心に——」(『大谷大学真宗総合研究所紀要』一〇—一九九三) 参照。
- ④ 庵の来歴や宋元時代の庵については、竺沙雅章「宋元佛教における庵堂」(『東洋史研究』四六ノ一 一九八七)、同「宋代墳寺考」(『東洋学報』六一ノ一・二 一九七九、「中国仏教社会史研究」同朋舎 一九八二 再録)、宮本則之「宋元時代における墳庵と祖先祭祀」(『仏教史学研究』三五ノ二、一九九二)、石川重雄「宋元時代の接待・施水庵について」(『史正』一七 一九八八)、同「宋元時代における接待・施水庵の展開——僧侶の遊行と民衆教化活動——」(『宋代の知識人——宋代史研究会研究報告第四集』汲古書院 一九九三)を参照。
- ⑤ 「宋代の地方志についていえば、記載されているのは原則として有額寺院、いわば国家公認の寺院であり、勅額のない庵堂などの記録はきわめて少ない」(竺沙前掲「宋元佛教における庵堂」一〇頁)との指摘は、後代の地方志に記載される庵数が増加している理由を考える上で留意しなければなら
- ない。
- ⑥ 石川前掲「宋元時代の接待、施水庵について」参照。
- ⑦ 宋元時代には墳庵で、祭祀の対象として母親あるいは妻が祭られることがあった。(宮本前掲「宋元時代における墳庵と祖先祭祀」注51 参照) また「奉母」という目的での建庵も「石門縣志」巻一一に
- 蓬居庵、宋紹興中、僧慧梵縛卯奉母處  
とみえるように宋代から行われていた。
- ⑧ 『孝慈庵集』(『武林掌故叢編』第七集) 所収。  
清・揚爲煥撰「西隱庵記」。この庵記にはまた
- 明季縣人許遊擊・趙參、將入國朝、棄官爲僧、許曰密化、趙曰瞻化、相與焚修其地、始結茅而居  
とあり、明末における「遺民逃禪」の一例が知られる。
- ⑩ 墳庵については、竺沙前掲「宋代墳寺考」、宮本前掲「宋元時代における墳庵と祖先祭祀」参照。
- ⑪ 『明史』巻二〇七 周鉄伝。
- ⑫ 竺沙前掲「宋代墳寺考」第五節には、宋代に建置され清代まで存続している墳庵として寶積庵が挙げられている。
- ⑬ 烏斯道撰「蔡氏教庵記」(『慈谿縣志』巻四一 蔡氏庵の項所載)。
- ⑭ 鄭大節撰「雅宜庵記」(『慈谿縣志』巻四一 雅宜庵の項所載)。
- ⑮ 竺沙前掲「宋代墳寺考」第四節参照。
- ⑯ 長谷部前掲「明清仏教教団史研究」第八章 叢林寺院の性

格と實態 第一節 十方叢林と傳法叢林 参照。

⑰ 酒井忠夫『中国善書の研究』（弘文堂一九六〇）、荒木見悟『雲棲株宏の研究』（大藏出版 一九八五）など多数の論考がある。

⑱ 太初については、この他に二つの記事がみられる。

仙巖庵、（略）明僧太初於中國爲蘭若

古龍護寺、（略）明僧太初建（共に『分疆録』卷三）。

⑲ 清・王枚建「普濟庵置齋僧田碑記」（『慈谿縣志』卷四一 普濟庵の項所載）。

（本学専任講師 東洋史学）